

I 将来にわたる質の高い介護サービスの提供の確保等のための介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称）

II 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（仮称）

通称 “介護崩壊防止法案”

① 法案の趣旨

将来にわたる質の高い介護サービスの提供の確保等の措置を講じ、要介護者等が地域において生活を継続し、生活の質の維持向上を図ることを可能とするとともに、家族等の介護離職を防止するために必要な法改正を行う

② 介護保険制度の理念（介護保険法の一部改正）

・介護サービスの水準の確保・利用者及びその家族の介護サービスへの評価の向上・介護従事者の離職防止のための措置

③ 2割負担となる所得額を定める政令委任の趣旨の明確化（ ” ）

2割負担となる対象者の所得額を定める政令の現在の考え方を法文に明記し、「おおむね上位20%の所得額以上の額」において定める旨、政令への委任の趣旨を明確化する

④ 軽度者支援の方向性（ ” ）

軽度要介護者・要支援者に対する介護給付・予防給付等について、地域における生活の継続及び生活の質の維持向上、その者の家族の介護離職防止のために重要であることに鑑み、将来においてもあまなく全国において充実した実施がされるようにする

⑤ 介護サービスの制度変更等の調査・予測・評価等（ ” ）

平成26年以降の介護サービスの制度変更について調査、分析、評価を行い、今後の変更の際にはこの結果を踏まえて予測及び評価を行う

⑥ 介護休業・介護休暇の拡充（育児・介護休業法の一部改正）

介護休業の日数及び回数の増加、時間単位での取得等について検討を加える

① 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置の目的

・介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別措置を講ずることにより、優れた人材を確保
・これにより要介護者等が地域において生活を継続し、生活の質の維持向上を図り、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を実現し、要介護者等・障害者等に対するサービスの水準の向上に資するようにする

② 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等

介護・障害福祉従事者の賃金を改善するための措置等を講ずる事業者等に対し、次の i) 又は ii) の助成金を支給

i) 「介護・障害福祉従事者処遇改善助成金」

※介護・障害福祉従事者のみを対象に、平均して1人当たり月額1万円賃金を上昇させることを想定

ii) 「介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金」

※介護・障害福祉従事者及びその他の従業者も対象に、平均して1人当たり月額6千円賃金を上昇させることを想定

③ 介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定

報酬の改定について、配慮しなければならない項目を規定
特に平成30年度においては、平成27年度の改定で報酬が引き下げられた影響を勘案する ※平成30年度は引上げを想定

将来にわたる質の高い介護サービスの提供の確保等のための 介護保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 趣旨（第1条関係）

この法律は、将来にわたる質の高い介護サービスの提供の確保等のための措置を講ずることにより、要介護者等が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにし、その日常生活の質を維持向上させるとともに、要介護者等の家族が離職を余儀なくされる等の事態が生じないように要介護者等の家族の負担を軽減することに資するため、介護保険法等の一部改正について定めるものとする。

第二 介護保険法の一部改正（第2条関係）

一 介護保険制度の理念等

1 保険給付の内容及び水準に関する配慮事項に、

- (1) 被保険者が要介護状態となった場合においても、その日常生活の質を維持向上させるように配慮されなければならないこと。
- (2) 要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）の家族が離職を余儀なくされる等の事態が生じないようにするため、要介護者等の家族の負担を十分に軽減するように配慮されなければならないこと。

を追加すること。（介護保険法第2条関係）

- 2 国及び地方公共団体の責務に、被保険者がその日常生活の質を維持向上させるよう施策を推進することを追加すること。（介護保険法第5条第3項関係）

二 優れた人材の確保

国の責務に、介護保険事業に係る保健医療サービス及び福祉サービスに従事する優れた人材の確保を明記すること。（介護保険法第5条第1項関係）

三 利用者及びその家族の介護サービスへの評価

国及び地方公共団体並びに介護事業者の責務として、介護等サービスの利用者及びその家族の介護等サービスに対する評価の把握に努めるとともに、当該評価を向上させるための措置を講ずるよう努めなければならないことを追加すること。（介護保険法第5条の3関係）

四 2割負担となる所得の額を定める政令委任の趣旨の追加

利用者負担の割合が2割となる所得の額は、利用者負担割合が2割となる第一号被保険者の数の、第一号被保険者の総数のうちに占める割合が、おおむね百分の二十を超えないように定める額とすること。（介護保険法第49条の2及び第59条の2関係）

五 軽度者支援の方向性

- 1 政府は、軽度要介護者にとって、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修その他平成29年改正法の施行の際現に保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスとして提供されているものを受けることが、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにし、その日常生活の質を維持向上させること及びその者の家族が介護のために離職を余儀なくされる等の事態が生じないようにその者の家族の負担を軽減すること（2、3において「日常生活の質の維持向上等」という。）に重要な役割を果たすものであることに鑑み、六の調査等の結果を踏まえつつ、当該保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービス又はこれらに相当するサービスが将来にわたりあまねく全国において十分な内容及び水準で提供され、軽度要介護者が必要とする良質なこれらのサービスを受けることができるようにしなければならないものとする。
- 2 政府は、要支援者にとって、平成26年改正で地域支援事業に移行した介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下2において「旧介護予防訪問介護等」という。）を受けることが、日常生活の質の維持向上等に重要な役割を果たしていたことに鑑み、六の調査等の結果を踏まえつつ、旧介護予防訪問介護等に相当する保健医療サービス及び福祉サービスが将来にわたりあまねく全国において十分な内容及び水準で提供され、要支援者が必要とする良質なこれらのサービスを受けることができるようにしなければならないこと。
- 3 政府は、要支援者にとって、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防住宅改修その他平成29年改正法の施行の際現に保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスとして提供されているものを受けることが、日常生活の質の維持向上等に重要な役割を果たすものであることに鑑み、六の調査等の結果を踏まえつつ、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービス又はこれらに相当するサービスが将来にわたりあまねく全国において十分な内容及び水準で提供され、要支援者が必要とする良質なこれらのサービスを受けることができるようにしなければならないこと。
（介護保険法附則第5条の2関係）

六 介護保険制度の改正等が行われた場合の調査、分析及び評価

政府は、当分の間、介護保険制度又は介護報酬基準の改正が行われた場合には、当該改正に関し、以下の(1)から(5)までについて調査、分析及び評価を行わなければならないこと。

- (1) 要介護者等が経済的困難その他の事由により介護等サービスの提供を受けない事例（要介護者等が要介護認定又は要支援認定を受けないことにより介護等サービスの提供を受けない事例を含む。）の発生の状況
- (2) 当該改正前と同一の水準及び内容の介護等サービスが提供されない事例の発生の状況
- (3) (1)又は(2)の事例の発生が要介護者等の要介護状態又は要支援状態の悪化に及ぼす影響及び介護保険事業の財政に及ぼす長期的な影響
- (4) (1)又は(2)の事例の発生が家族の介護のため離職を余儀なくされる事態の発生に及ぼす影響並びにこれらの事態の発生が国民生活及び国民経済に与える長期的な影響
- (5) (1)から(4)までのほか、当該改正に起因する重大な影響
(介護保険法附則第5条の3関係)

七 介護保険制度の改正等を行おうとする場合の調査、予測及び評価

政府は、当分の間、介護保険制度又は介護報酬基準の改正を行おうとする場合には、あらかじめ、六の調査等の結果を踏まえ、当該改正による影響に関し、六の(1)から(5)までの事項について調査、予測及び評価を行わなければならないこと。（介護保険法附則第5条の4関係）

第三 育児・介護休業法の一部改正（第4条関係）

政府は、要介護者等の家族が、介護休業又は介護休暇に関する制度を活用することにより介護のために離職を余儀なくされる事態が生じないよう、介護休業をすることができる日数及び回数の増加等について、速やかに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。（育児・介護休業法附則第3条関係）

第四 施行期日等（附則等関係）

- 1 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 2 平成26年改正法による介護保険制度の改正及び平成27年度に行われた介護報酬基準の改正について、第二の六の調査等を行うこと。
- 3 関係法律について所要の改正を行うこと。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案要綱

第一 総則

一 目的（第1条関係）

この法律は、要介護者等（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二条第五項の要介護者等をいう。）並びに障害者及び障害児が可能な限り自立した生活を営むことができるようにし、その生活の質を維持向上させること並びにこれらの者の家族が離職を余儀なくされる等の事態が生じないようこれらの者の家族の負担を軽減することについて介護・障害福祉従事者が重要な役割を担っているにもかかわらず、その賃金が他の業種に属する事業に従事する者と比較して低い水準にあり、その職業生活の安定及び離職の防止を図ることが課題となっていること等に鑑み、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定めることにより、優れた人材を確保し、もって要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資することを目的とすること。

二 定義（第2条関係）

1 この法律において「介護・障害福祉事業者等」とは、次に掲げる者をいうこと。

- (1) 介護保険法の指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護老人福祉施設の開設者、介護老人保健施設の開設者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者並びに基準該当居宅サービスを行う事業所の設置者及び基準該当介護予防サービスを行う事業所の設置者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者並びに基準該当事業所の設置者及び基準該当施設の設置者
- (3) 児童福祉法の指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに基準該当通所支援を行う事業所の設置者

(4) (1) から (3) までのほか、これらの者に類する者として政令で定めるもの

2 この法律において「介護・障害福祉従事者」とは、介護・障害福祉事業者等の従業者であって専ら当該介護・障害福祉事業者等が行う介護保険法の保険給付に係る保健医療サービス又は福祉サービス、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の障害福祉サービス、児童福祉法の障害児通所

支援又は障害児入所支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスのうち政令で定めるものに従事するものとして政令で定めるものをいうこと。

第二 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等の支給

一 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の支給（第3条関係）

- 1 都道府県知事は、介護・障害福祉従事者の賃金を改善するための措置を講ずる介護・障害福祉事業者等に対し、その申請に基づき、当該措置に要する費用に充てるための助成金（以下「介護・障害福祉従事者処遇改善助成金」という。）を支給すること。
- 2 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の支給の要件、額、申請の方法その他介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の支給に関し必要な事項は、政令で定めること。
- 3 2の政令を定めるに当たっては、要介護者等並びに障害者及び障害児が可能な限り自立した生活を営むことができるようにし、その生活の質を維持向上させること並びにこれらの者の家族が離職を余儀なくされる等の事態が生じないようこれらの者の家族の負担を軽減することについて介護・障害福祉従事者が重要な役割を担っていること並びに介護・障害福祉従事者が従事する業務が身体的及び精神的負担の大きいものであることを踏まえるとともに、介護・障害福祉従事者が従事する業務の種類、介護・障害福祉事業者等における介護・障害福祉従事者の職責等に応じた処遇の体系、他の業種に属する事業に従事する者の平均的な賃金水準等を勘案し、かつ、第一項の申請に係る介護・障害福祉事業者等の負担に配慮するものとする。

二 介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金の支給（第4条関係）

- 1 都道府県知事は、介護・障害福祉従事者及びその他の介護・障害福祉事業者等の従業者の賃金を改善するための措置を講ずる介護・障害福祉事業者等（介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の支給を受けている者を除く。3において同じ。）に対し、その申請に基づき、当該措置に要する費用に充てるための助成金（以下二及び三において「介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金」という。）を支給すること。
- 2 介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金の支給の要件、額、申請の方法その他介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金の支給に関し必要な事項は、政令で定めること。

3 2の政令を定めるに当たっては、要介護者等並びに障害者及び障害児が可能な限り自立した生活を営むことができるようにし、その生活の質を維持向上させること並びにこれらの者の家族が離職を余儀なくされる等の事態が生じないようにこれらの者の家族の負担を軽減することについて介護・障害福祉従事者が重要な役割を担っていること並びに介護・障害福祉従事者が従事する業務が身体的及び精神的負担の大きいものであることを踏まえるとともに、介護・障害福祉事業者等の実情を勘案し、かつ、第一項の申請に係る介護・障害福祉事業者等の負担に配慮するものとする。

三 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等の支払に関する事務の委託（第5条関係）

都道府県知事は、介護・障害福祉従事者処遇改善助成金及び介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金（四及び五において「介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等」という。）の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができること。

四 不正利得の徴収（第6条関係）

偽りその他不正の手段により介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができること。

五 交付金（第7条関係）

- 1 国は、介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付すること。
- 2 国は、毎年度、予算の範囲内で、介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等に関する事務の執行に要する費用に相当する金額を都道府県に交付すること。

第三 介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の基準を定めるに当たっての配慮（第8条関係）

厚生労働大臣は、介護・障害福祉従事者の人材を確保して、要介護者等並びに障害者及び障害児に対し質の高いサービスの提供を確保するためには、介護・障害福祉従事者が、将来にわたり介護・障害福祉従事者としての職業生活を設計できるようにすることが必要であることに鑑み、介護報酬及び障害福祉サービス等

報酬の基準を定めるに当たっては、小規模の介護・障害福祉事業者を含む全ての介護・障害福祉事業者等のサービスの提供の安定的な継続並びに介護・障害福祉従事者の賃金の改善による将来にわたる職業生活の安定及び離職の防止に資するよう配慮しなければならないこと。

※第六の2により、平成30年度の介護報酬基準の改正の際に、平成27年度の介護報酬基準の改正で介護報酬が引下げられた影響を勘案することになる。

第四 雑則

一 報告等（第9条関係）

- 1 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、介護・障害福祉事業者等若しくは介護・障害福祉事業者等であった者若しくは当該介護・障害福祉事業者等の従業者であった者（以下1において「介護・障害福祉事業者等であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、介護・障害福祉事業者等若しくは当該介護・障害福祉事業者等の従業者若しくは介護・障害福祉事業者等であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護・障害福祉事業者等の事業所若しくは施設、事務所その他その業務に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができること。
- 2 1による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならないこと。
- 3 1による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこと。

二 事務の区分（第10条関係）

第二の一の1、第二の二の1、第二の四及び第四の一の1により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法の第一号法定受託事務とすること。

三 厚生労働省令への委任（第11条関係）

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、厚生労働省令で定めること。

第五 罰則（第12条関係）

第四の一の1の報告をしなかったこと等に対して所要の罰則を設けること。

第六 施行期日等（附則関係）

- 1 この法律は、平成 30 年 4 月 1 日から施行すること。ただし、第三及び 2 は、公布の日から施行すること。
- 2 平成 30 年度に介護報酬の基準の改正が行われる場合には、第三の配慮の際に、平成 27 年度の介護報酬の基準の改正による介護報酬の引下げの影響を勘案すること。
- 3 この法律は、介護保険制度並びに障害者及び障害児に対するサービスに係る制度について見直しが行われ、介護・障害福祉従事者に関し、優れた人材の確保に支障がなくなったときは、廃止するものとする。
- 4 関係法律について所要の改正を行うこと。